

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和7年6月5日	西野資材有限会社(法人番号8220002017038) 代表者西野満則	石川県かほく市浜北ハ18番地10	本社営業所	石川県かほく市浜北ハ14番地8	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年12月8日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(3)運転者等台帳全て作成なし(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反大部分不適切(安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5	5
一般貨物	令和7年6月5日	東部運送株式会社(法人番号6110001007234) 代表者川崎敬文	新潟県新潟市秋葉区川口580番地21	東港陸運営業所	新潟県北蒲原郡聖籠町東港4丁目6335番20	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和7年1月29日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)事業用自動車の安全性の確保義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)	2	2
一般貨物	令和7年6月10日	株式会社山都(法人番号9100001017660) 代表者石田雄三	長野県北安曇郡松川村2275番地1	穂高営業所	長野県安曇野市穂高有明4427-1	輸送施設の使用停止(55日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年9月8日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の2)、(3)点検整備記録簿等の保存なし(安全規則第3条の2)、(4)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(6)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6

一般貨物	令和7年6月12日	北越運送株式会社(法人番号5110001018216) 代表者高橋聡	新潟県村上市山屋1093番地	新潟営業所	新潟県新潟市北区白勢町字焼谷内341の甲	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和7年2月18日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)事業用自動車の安全性の確保義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の3)、(3)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)	2	2
一般貨物	令和7年6月23日	株式会社丸運工業(法人番号1100001022767) 代表者久保田康	長野県飯田市松尾明7744番地	本社営業所	長野県飯田市松尾明7744番地	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項及び同条第4項、法第25条第2項	令和6年11月15日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)運転者等台帳の作成なし(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督に係る記録の全て保存なし(安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(8)最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(法第25条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。